

令和元年度第6回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 令和元年9月6日(金)午後 2時30分開会
- 2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室
- 3 出席委員(13名)

3番 鈴木孝徳	4番 石渡文久
5番 三須健行	7番 長澤正昭
8番 山崎宏	9番 羽根井直子
10番 石田和久	11番 椎名稔男
12番 兼坂仁	13番 木内正夫
14番 眞野文雄	15番 三門増雄(議長)

書面表決委員(1名)

2番 渡貫茂

4 欠席委員(1名)

1番 清宮正

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 令和元年度第6次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 湯浅明弘

主査 相川正巳

主査 飯田啓市

---

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻でございますので、ただ今より、令和元年度第6回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、一点ご報告させていただきます。

次回の総会でございますが、10月9日（水）に開催を予定しております。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方には、稲刈りの大変、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。台風もこちらの方に、近づいて来ていますが、9月も、災害もなく、刈り入れも進めば良いと思います。

それでは本日も、慎重な審議の程お願いします。

会議を始めます。

只今の出席委員は13名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和元年度第6回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。



号については申請人を呼んであります。

それでは、第1項～第4項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 譲受人、譲渡人、双方の代理を受けております。行政書士の■■■と申します。よろしくをお願いいたします。事業計画についてご説明させていただきます。今回、土地所有者の2名は、所有権移転、2名は賃借権による地上権の設定により、太陽光施設を設置し、売電を計画しております。期間は21年間でございます。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。椎名委員

○椎名委員 議席番号11番椎名です。二つ程お願いがあるのですが、設置場所の近くに住宅がありますので、光の向きについては、十分な対策をお願いします。それから、脇の細い道路が搬入路になると思いますが、小学校の通学路になっていきますので、搬入等の際には、気を付けて行って下さい。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長 他に何かございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

第1項～第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。



———（発言者なし）———

○議長 外にご質問はございますか。ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。  
第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。  
よって、第5項は、許可相当と決しました。  
続きまして、議案第2号、令和元年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。また、議案第3号の農用地利用配分計画（案）に対する意見と関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。  
それでは、事務局の説明をお願いします。  
事務局長。

———（事務局説明）———

#### ◎議案第2号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。  
議案の3ページをお願いいたします。  
議案第2号 令和元年度第6次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。  
利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定が、1件、4筆、地積3,072㎡、賃貸借権の設定が、4件、10筆、地積17,519㎡でございます。  
詳細でございますが、議案の4ページ～5ページをお願いいたします。  
申請番号1番、2番は、農業経営規模拡大のため、申請番号3番～5番は、農地中間管理事業を活用するため、期間は、5年～10年間を設定しようとするものでございます。  
いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

◎議案第3号の説明

続いて議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページ～8ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画

（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、■■■■■■■■が、■■■■の水田5筆、7,230㎡、■■■■の水田2筆、5,570㎡、合計12,800㎡を借りうけるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま

す。以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号及び議案第3号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入场させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦勞様でございます。

自己紹介をお願いいたします。

○農政課 青山 農政課の青山です。本日は、よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

何かご質問がありましたら、お願いいたします。鈴木委員

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。■■■■の1について、5ページと7ページで、違うんですけど、5ページの下から4つ目の賃借料が35,100円ですが、7ページの下から2つめが0円となっておりますが、なぜでしょうか。

○議長 農政課

○農政課 青山 本来ですと、5ページが正しく、7ページの■■■■の1が、35,100円となり、■■■■の36が37,700円となります。

修正の程申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長 修正をお願いします。他にご質問はございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席をお願いします。  
農政課の職員が退席しましたので、これより採決をいたします。  
議案第2号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号は、承認と決しました。  
続きまして、議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。  
よって、原案のとおり決定と決しました。  
以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。  
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。  
続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

○事務局長 事務局より報告事項について、申し上げます。  
それでは、議案の9ページをお願いいたします。  
農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。  
専用住宅用地としようとするもの1件、1筆、宅地の拡張用地としようとするもの1件、1筆、駐車場用地としようとするもの1件、1筆、専用住宅及び道路用地としようとするもの1件、2筆でございます。  
次に、10ページ～11ページをお願いいたします。  
農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。  
専用住宅用地としようとするもの6件、6筆、共同住宅用地としようとするもの2件、3筆、道路用地としようとするもの1件、2筆、駐車場用地としようとするもの1件、2筆、店舗用地としようとするもの1件、1筆でございます。  
次に、12ページ～13ページをお願いいたします。  
地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。  
山林として地目変更申請のあったもの、3件、6筆、宅地として地目変更申請のあったもの、4件、6筆でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

利用権の中途解約に係る通知書についてでございます。

他の耕作者と契約をするために解約したもの、3件、7筆、地主自らが耕作するために解約したもの、2件、6筆、農地中間管理事業を活用するために解約したもの、1件2筆でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の合意による解約についてでございます。

賃借人、賃貸人、合意の上で解約したもの、3件、3筆でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、5件、53筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第6回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===